

平成29年度 障害者施策の概況

(障害者白書)

〔概要〕

内閣府

障害者白書とは

障害者白書は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年国会に報告しているものである（※）。

今回の白書は25回目に当たり、「障害者施策の総合的かつ計画的な推進－新たな障害者基本計画（第4次）の策定－」について掲載するとともに、平成29年度を中心に障害者のために講じた施策を、「障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり」、「社会参加へ向けた自立の基盤づくり」、「日々の暮らしの基盤づくり」、「住みよい環境の基盤づくり」、「国際的な取組」の5つの視点に立ってまとめている。

（※）現在の障害者基本法は、昭和45年に成立した心身障害者対策基本法が、平成5（1993）年に改正され、法律名称が「障害者基本法」に改められたものであり、同改正に伴い、いわゆる法定白書としての「障害者白書」の国会提出が規定されたもの（「障害者白書」は、平成6（1994）年版より作成されている）。

（この概要は点字に訳し、各都道府県等に配布しています。そのため、図ではなく文章での記述を心がけています。）